

パートタイマー就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人恵庭市学校給食協会（以下「協会」という。）のパートタイマーの就業条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(パートタイマーの定義)

第2条 この規則において「パートタイマー」とは、第4条で定めるところにより、1年以内の期間を定めて雇い入れられた者で、1日または1週間の所定勤務時間が正職員より短い者をいう。

(規則等の遵守義務)

第3条 パートタイマーは、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の命令に従って誠実に職務を遂行しなければならない。

第2章 採用

(雇用)

第4条 協会は、パートタイマーとして就業を希望する者から、選考の上、適当と認められた者を雇用する。

(提出書類)

第5条 パートタイマーとして協会に就業を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）

2 協会にパートタイマーとして採用の予定をされた者は、協会が指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 健康診断書

(3) 身元保証書

(4) 個人番号（マイナンバー）および番号を証明するもの（提示）

(5) 前各号のほか、理事長が必要と認める書類

3 第2項第4号で取得する個人番号の利用目的は次の通りとする。

(1) 源泉徴収票作成事務

(2) 労災保険届出事務

(雇用期間)

第6条 パートタイマーの雇用期間は、最長1年とし、雇用契約において定める。

(就業条件の変更)

第7条 始業、就業の時刻、休日などの就業条件について、協会が業務の都合により必要と認めるときは、変更することがある。その場合は、あらかじめ本人に通告する。

第3章 勤務

(勤務時間)

第8条 パートタイマーの勤務時間は、午前8時00分から午後4時00分までの間で、個人別雇用契約において定める。

2 パートタイマーには、原則として時間外勤務は行わせない。ただし、業務の都合により、所定の勤務時間を超えて勤務させることがある。

(休憩)

第9条 パートタイマーの休憩時間は、実働時間が6時間以上の場合、正午から午後1時までとする。

(遅刻、早退等の承認)

第10条 パートタイマーは遅刻したとき、または早退しようとするときは、速やかに遅刻早退届により届け出て承認を受けなければならない。

(服務の基本原則)

第11条 パートタイマーは次の各号を守り、職務を遂行しなければならない。

- (1) この規則及び雇用契約で定められた事項を守り、上司の指示、命令に従うこと。
- (2) 協会の業務上の秘密及び協会の不利益となる事項を他に漏らさないこと。
- (3) 物品及び器具その他の備品を大切にし、消耗品については節約を心がけること。
- (4) 職場の整理整頓に努め、常に清潔を保つようにすること。
- (5) 作業を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さないこと。
- (6) 勤務時間中は定められた服装及び身だしなみを整えること。
- (7) 勤務時間中は職務に専念し、みだりに自己の職場を離れてはならない。
- (8) 常に健康に留意すること。
- (9) 協会の名誉を害し、信用をきずつけるようなことをしないこと。
- (10) 許可なく施設または構内を利用して、報道、宣伝、募金、署名活動その他これに類する行為をしないこと。
- (11) 構内において政治活動をしていないこと。
- (12) 構内において営利を目的とする金品の賃貸または物品の売買をしないこと。
- (13) 業務外に協会の名称及び身分を使用しないこと。
- (14) 勤務場所の規律に則り、関係職員との協調融和を図ること。

第4章 休日及び休暇

(休日)

第12条 パートタイマーの休日は次の各号に掲げるとおりとし、個人別の雇用契約において定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 給食を実施しない日、その他休業日と指定された日

ただし、理事長は給食業務に直接関連する業務があるとき、または職務に関し研修を要するときは、勤務時間の範囲で業務を行わせ、または研修を実施することができる。

(年次有給休暇)

第13条 6ヶ月以上継続して勤務し、所定就業日数の8割以上出勤した者には、次の区分により年次有給休暇を与える。

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
休暇日数	7	8	9	10	12	13	15

ただし、6年6ヶ月以上勤務した者は、毎年4月1日に年次有給休暇を与え、休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(休暇の手続)

第14条 パートタイマーは、有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、業務のため必要があると認められるときは、年次有給休暇を受ける時期を変更させることがある。

(生理休暇)

第15条 生理日の就業が著しく困難な女子にたいしては生理休暇を与える。

2 前項の休暇は無給とする。

(忌引休暇)

第15条の2 パートタイマーの親族（配偶者及び1親等の血族並びに配偶者の父母に限る。）が死亡した場合で、パートタイマーが葬儀、服喪その他の親族に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められたとき、3日の範囲内で忌引休暇を取得することができる。

2 前項の休暇は有給とする。

(産前産後休暇)

第16条 出産のため産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内においては請求した日から、産後は出産日から8週間の休暇を与える。ただし、6週間を経過した女子が請求した場合は、その者について医師が支障がないと認めた業務に就業させる。

2 前項の休暇は無給とする。

(育児時間)

第17条 生後1年未満の乳児を育てる女子が請求した場合は、休憩時間のほか1日2回各々30分の育児時間を与える。

第5章 退職及び解雇

(退職)

第18条 パートタイマーが次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 契約期間が満了したとき
- (3) 退職を願い出て、理事長が承認したとき
- (4) 解雇されたとき

2 前項第3号の退職願は、退職しようとする日の14日前までに理事長に提出しなければならない。

(解雇)

第19条 パートタイマーが次の各号の一に該当するときは、30日前に予告するか、若しくは30日分の平均賃金を支払って解雇する。

- (1) 業務量の減少等業務上の事由により、パートタイマー雇用の必要がなくなったとき。
- (2) 精神又は身体の障害のため、業務に堪えられないと認められたとき。
- (3) 勤務成績が悪く、業務上の指示、命令に従わないとき。
- (4) その他前各号に準ずる事由により、パートタイマーとして不適格と認められたとき。

第6章 賃金

(賃金)

第20条 パートタイマーの賃金は、時間給または日給とし、職務の内容、勤務時間等を勘案して各人ごとに定め、個人別の雇用契約で明示する。

2 前項の賃金は職務の変更があったとき、または特に勤務成績が優秀であったときは昇給することができる。

(賃金の計算期間および支給日)

第21条 賃金の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌日10日に通貨で直接本人に支給する。ただし、支給日が休日または土曜日のときは、順次繰り上げる。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイマーが退職し、または解雇された場合等においては、パートタイマーの請求により賃金支給日の前であっても、すでに行われた勤務に対する賃金を支給することができる。

3 パートタイマーの申し出により前2項の賃金について、金融機関の口座振替によって支払うことができる。

(賃金からの控除)

第22条 賃金の支給に際し、次に掲げるものを控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 各種社会保険料
- (4) その他労働者の過半数を代表するものと協定して定めたもの。

(遅刻等における賃金の減額)

第23条 賃金は、遅刻、早退、欠勤または私用外出等により所定勤務時間を勤務しなかったときは、1時間について時間給に相当する額を減額する。

2 前項の時間の計算において30分以下の端数は切り捨て、30分を超え1時間未満と端数は、これを1時間とする。

(時間外勤務)

第24条 時間外手当は、パートタイマーが所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたとき、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して支給する。

2 時間外手当の額は、前項の勤務1時間について次のとおりとする。

- (1) 実働時間が8時間以内の場合は、時間給の100分の100とする。
- (2) 実働時間が8時間を超えた場合は、時間給の100分の125とする。

(通勤手当)

第25条 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる額を基礎とする。

- (1) 通勤距離が片道2km以上5km未満の者にあつては2,000円
- (2) 通勤距離が片道5km以上の者にあつては4,100円

2 前項の通勤距離の計算は、住居から勤務地まで最短距離によるものとし、1ヶ月あたりの勤務日数に応じて支給する。

3 協会が経費を負担して運行する車両等を利用する者、及び、徒歩により通勤するものに対しては、第1項の規定にかかわらず支給しない。

第7章 安全及び衛生

(基本原則)

第26条 パートタイマーは、安全及び衛生に関する協会の指示、注意を守り、互いに協力して職場の安全、衛生の維持向上に努めなければならない。

(健康診断)

第27条 パートタイマーは、協会が行う健康診断を受けるものとする。

(衛生に関する届出)

第28条 パートタイマーは、自己の居住する家屋、または、その近隣に伝染病が発生したとき、若しくはその疑いがあるときは、直ちにその旨を協会に届け出て、その指示を受けるものとする。

(就業禁止)

第29条 パートタイマーは、前条の場合、協会が保健衛生上、必要な就業禁止等の措置をとるときは、これに従うものとする。

2 前項の就業禁止による休業は出勤とみなす。

(災害補償等)

第30条 パートタイマーが業務災害または通勤災害を被ったときは、労働基準法、労働者災害補償保険法等の定めるところにより、その療養等に必要な給付等を受けることができる。

2 従業員が業務外の傷病にかかったときは、健康保険法により給付を受けるものとする。

附則

この規則は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年12月29日から施行する。

附則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年6月25日から施行する。

附則

この規則は、平成23年11月29日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。